

議 長 日程第2「議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長 町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案をしますのでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。本件については担当課長の細部説明を省略し、質疑に…。

6 番 井 上 担当課長の説明を省略する意味を再度お願いしたいんですけど。

議 長 これはですね、新型コロナウイルスの対応として時間短縮に努めると、そういう前提のもとに、配付資料で理解が得られるようなものは説明がなく、直ちに質疑に入ると。議会の5日前に各議員には資料を添付して配付してありますので、それでもって理解していただきたいということです。それで説明の部分を省かせていただきます。よろしいですか。

6 番 井 上 趣旨は分かりますけれども、ただ、これは条例をですね、改正をする上で町長の提案説明だけであると。内容の説明というのは、やはり執行者側にですね、そういう説明責任というのがあるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

議 長 それでは、異議ありということで、細部説明を求めるということでよろしいですか。（「お願いします」の声あり）

町長 それでは、担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは説明をさせていただきます。議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

それでは1枚おめくりください。松田町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。この条例の一部改正でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、消費税増税に伴う低所得者の軽減の強化でございます。

改正の主な内容につきましては、介護保険料所得段階の第1段階から第3段階までの低所得者区分について、条例中の標準とする保険料率を国が示す保険料率まで引き下げることで、保険料負担の軽減強化を図るものでございます。

それでは、参考資料1、新旧対照表で説明をさせていただきます。1枚おめくりください。第9条保険料率でございます。第9条第2項の年号の箇所でございますが、昨年も同様の改正を行っておりますので、2年間分を昨年指定しておりますが、それを削り、令和2年度に改め、その下、第1号以下において、保険料の軽減額を基準額に乗ずる割合及び保険料に改めます。具体的には、前項第1号に該当する者、いわゆる第1段階を現行の100分の37.5、2万2,950円を100分の30、1万8,360円に改め、第2号、前項第2号に該当する者、いわゆる第2段階を現行の100分の62.5、3万8,250円を100分の50、3万600円に改め、第3号、前項第3号に該当する者、いわゆる第3段階を現行の100分の72.5、4万4,370円を100分の70、4万2,840円に改めるものでございます。

改正本文、2枚目へお戻りください。附則でございます。附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の第9条第2項の規定は令和2年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方

の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。